

検討会の設置の背景及び趣旨について

1. 背景

近年、クマ類やイノシシの市街地への出没が増加し、生活環境の保全上の支障が生じる事例が増加している。

とりわけ令和 5 年度には、クマ類による人身被害の件数が、把握されている平成 18 年度以降最大（198 件 219 人）であった。このような状況を受け、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」（令和 6 年 2 月クマ類保護及び管理に関する検討会）がとりまとめられ、クマ類による被害を防止する行動として、クマ類の指定管理鳥獣への指定や人の生活圏への出没防止に係る取組が提言されるとともに、出没時の被害防止に係る取組として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」又は「法」という。）において禁止されている住居集合地域等における銃猟について、「法の改正も含めて国が早急に対応方針を整理」することが提言された。

また、イノシシが市街地へ出没し、人身被害や交通事故等の生活環境被害を引き起こす事例が頻発しており、イノシシが生息している都府県の 91%（41 都府県）において、市街地出没が発生している。令和 5 年度には、狩猟や捕獲作業等に伴う人身被害を除き、45 件 63 人に被害があり、クマ類に続き市街地での対応が課題となっている。

2. 検討会の設置及び趣旨

上記の背景を踏まえ、「鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会」を設置し、実際の対策に関わる地方公共団体、関係団体、専門家に加え、関係法令を所管する警察庁、関係法令に詳しい専門家により、鳥獣保護管理法第 38 条において禁止されている住居集合地域等における銃猟について検討を行い、課題の整理及び対応方針のとりまとめを行う。

3. 検討スケジュール

5 月 9 日（木） 鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会（第 1 回）

・ 課題抽出

5 月 23 日（木） 鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会（第 2 回）

・ 対応方針（案）の検討

夏頃 鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会（第 3 回）

・ 対応方針とりまとめ